

高森町ケアマネスタートお祝い金支給事業実施要綱

令和6年8月1日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町で安定した持続可能な介護サービスを提供するため、新たに介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得し、高森町内の介護事業所に就職、着任、継続勤務する者に対し、予算の範囲内で高森町ケアマネスタートお祝い金（以下「お祝い金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護事業所」とは、高森町内の介護事業所をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例によるものとする。

(お祝い金の支給対象者及びお祝い金の額)

第3条 お祝い金の支給対象者及びお祝い金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員 別表第1のとおりとする。
- (2) 主任介護支援専門員 別表第2のとおりとする。

(お祝い金の支給申請)

第4条 お祝い金の支給を受けようとする者は、介護事業所に就職又は着任した日の属する年度の3月31日までに、高森町ケアマネスタートお祝い金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 受講試験に合格したことを証する書類の写し
- (2) 介護支援専門員証又は主任介護支援専門員証の写し
- (3) 介護事業所からの証明を受けた介護事業所勤務証明書（様式第2号）
- (4) 居住地の市町村税の納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(お祝い金の支給決定等)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、お祝い金の

支給の可否を決定し、高森町ケアマネスタートお祝い金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（お祝い金の支給）

第6条 町長は、前条の規定によりお祝い金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をした場合は、支給決定した月の翌月の末日までに支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）の指定する金融機関の口座にお祝い金を振り込むものとする。

（勤務等の報告）

第7条 支給決定者は、就職日等から1年を経過したときは、介護施設からの証明を受けた居宅介護支援事業所勤務証明書を速やかに町長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し及びお祝い金の返還）

第8条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) お祝い金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったと認める場合
- (2) 第3条の規定に反した場合
- (3) 就職日等から1年以内に退職又は離任した場合
- (4) その他町長が支給決定を取り消すことが相当と認める事由がある場合

2 町長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消したときは、高森町ケアマネスタートお祝い金支給決定取消通知書（様式第4号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によりお祝い金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にお祝い金が支給されているときは、高森町ケアマネスタートお祝い金返還命令書（様式第5号）によりお祝い金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 町長は、第1項の規定により支給決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

区分	介護支援専門員
資格要件	介護支援専門員実務研修受講試験（以下「受講試験」という。）に合格し、介護支援専門員実務研修を修了し、かつ、都道府県知事が交付する介護支援専門員証の交付を受けていること。
就労要件等	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア 介護支援専門員証の交付の日から3か月以内に介護事業所に介護支援専門員として就職又は着任すること。 イ 介護事業所に継続して1年以上勤務する見込みがあること。 ウ 勤務時間が週30時間又は月120時間以上であること。
支援金の額	30万円

別表第2

区分	主任介護支援専門員
資格要件	主任介護支援専門員新規研修を修了し、かつ、都道府県知事が交付する主任介護支援専門員証の交付を受けていること。
就労要件等	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア 主任介護支援専門員証の交付の日から3か月以内に介護事業所に介護支援専門員として就職、着任、又は継続勤務すること。 イ 介護事業所に継続して1年以上勤務する見込みがあること。 ウ 勤務時間が週30時間又は月120時間以上であること。
支援金の額	20万円

